

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 68 | 介護保険に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|---|
| ①事務の名称 | 介護保険に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>介護保険法に基づき、介護保険被保険者の資格記録管理・保険料賦課徴収・受給者管理・給付実績管理・保険者事務共同処理等の事務を行う。以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>①資格記録管理 ・申請書や届出書に関する確認、資格取得、喪失、異動等に関する記録管理</p> <p>②保険料賦課徴収 ・保険料賦課の算定、各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会、特別徴収・納付に係る記録管理</p> <p>③受給者管理 ・要介護申請等の届出受理、認定審査等事務</p> <p>④給付実績管理 ・介護給付等の支給、実績管理</p> <p>⑤保険者事務共同処理 ・高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せの実施</p> <p>※⑤保険者事務共同処理については、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「個人番号異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p> <p>・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。</p> |
| ③システムの名称 | 介護保険システム 特別徴収管理システム 総合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 伝送通信ソフト サービス検索・電子申請機能 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護個人番号異動連絡票ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一 第68項 並びに内閣府・総務省令第50条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> |
| ②法令上の根拠 | <p>【情報提供】 番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、119の各項、同条第9号</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、同条第2号、同条第3号口、同条第8号ハ、第3条第4号口、第5条第2号、第6条第1号イ、同条第5号口、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号レ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、第22条の2第1号、同条第2号口、同条第6号口、第24条の2第3号ハ、同条第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号、同条4号ハ、同条8号イ、第32条第1号二、同条第2号二、同条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第10号口、第44条第1号レ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、第46条、第47条、第49条第2号ハ、第55条第1号二、同条第2号口、同条8号口、同条9号ハ、第55条の2、第59条の3第3号二</p> <p>【情報照会】 番号法第19条第8号 別表第二の93・94・95の項、同条第9号 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 高齢介護課 |
| ②所属長の役職名 | 高齢介護課長 |

| | |
|---------------------------------|--|
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 栃木市役所 保健福祉部 高齢介護課 住所: 栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2251 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 栃木市役所 保健福祉部 高齢介護課 住所: 栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2251 |

II しきい値判断項目

| | | |
|--|-----------------|--|
| 1. 対象人数 | | |
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年3月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年3月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| |
|--------------------------|
| しきい値判断結果 |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|---|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|--|--|------|-----------|
| 令和1年6月24日 | IV リスク対策 | - | 項目の追加による記載 | 事前 | |
| 令和1年6月24日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 | 介護保険法に基づき、介護保険被保険者の資格記録管理・保険料賦課徴収・受給者管理・給付実績管理・保険者事務共同処理等の事務を行う。以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①資格記録管理 ・申請書や届出書に関する確認、資格取得、喪失、異動等に関する記録管理 ②保険料賦課徴収 ・保険料賦課の算定、各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会、特別徴収・納付に係る記録管理 ③受給者管理 ・要介護申請等の届出受理、認定審査等事務 ④給付実績管理 ・介護給付等の支給、実績管理 ⑤保険者事務共同処理 ・高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せの実施 ※⑤保険者事務共同処理については、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 | 事前 | |
| 令和1年6月24日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 介護保険システム 特別徴収管理システム 総合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア | 介護保険システム 特別徴収管理システム 総合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 伝送通信ソフト | 事前 | |
| 令和1年6月24日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二 第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項 並びに内閣府総務省令 第2条第1号、第2条第5号ハ、第3条第1号、第3条第5号ハ、第6条第1号、第6条第4号ロ、第19条第1号ヨ、第25条第3号ハ、第30条第8号、第32条第1号ハ、第32条第2号ハ、第32条第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第44条第1号ヨ、第47条第1号、第6号二、第8号ロ、第9号ロ ※第30、33、39、58、90、95、117の項に係る主務省令は未公布 ※第1、4の項に係る主務省令は未規定 (情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二 93、94の項 並びに内閣府総務省令 第46条、第47条 | 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、119の各項、同条第8号 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、同条第2号、同条第3号ロ、同条第8号ハ、第3条第4号ロ、第5条第2号、第6条第1号イ、同条第5号ロ、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号レ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、第22条の2第1号、同条第2号ロ、同条第6号ロ、第24条の2第3号ハ、同条第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号、同条4号ハ、同条8号イ、第32条第1号二、同条第2号二、同条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第10号ロ、第44条第1号レ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、第46条、第47条、第49条第2号ハ、第55条第1号二、同条第2号ロ、同条8号ロ、同条9号ハ、第55条の2、第59条の3第3号二 【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二の93-94の項、同条第8号 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 | 事前 | |
| 令和1年6月24日 | 部署 | 介護保険課 | 地域包括ケア推進課 | 事前 | |
| 令和1年6月24日 | 所属長の役職名 | 介護保険課長 田谷 晴男 | 地域包括ケア推進課長 | 事前 | |
| 令和1年6月24日 | 請求先 | 栃木市役所 保健福祉部介護保険課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2251 | 栃木市役所 保健福祉部 地域包括ケア推進課 住所: 栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2251 | 事前 | |
| 令和1年6月24日 | 連絡先 | 栃木市役所 保健福祉部介護保険課 住所: 栃木県栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2251 | 栃木市役所 保健福祉部 地域包括ケア推進課 住所: 栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2251 | 事前 | |
| 令和5年3月31日 | II しきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年1月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事前 | |
| 令和5年3月31日 | II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年1月1日 時点 | 平成31年4月1日 時点 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|------------------|
| 令和2年3月31日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、119の各項目、同条第8号 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、同条第2号、同条第3号口、同条第8号ハ、第3条第4号口、第5条第2号、第6条第1号イ、同条第5号口、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号シ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、第22条の2第1号、同条第2号口、同条第6号口、第24条の2第3号ハ、同条第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号、同条4号ハ、同条8号イ、第32条第1号二、同条第2号二、同条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第10号口、第44条第1号シ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、第46条、第47条、第49条第2号ハ、第55条第1号二、同条第2号口、同条8号口、同条9号ハ、第55条の2、第59条の3第3号二 【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二の93・94の項、同条第8号 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 | 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、119の各項目、同条第8号 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第2条、同条第2号、同条第3号口、同条第8号ハ、第3条第4号口、第5条第2号、第6条第1号イ、同条第5号口、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号シ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、第22条の2第1号、同条第2号口、同条第6号口、第24条の2第3号ハ、同条第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号、同条4号ハ、同条8号イ、第32条第1号二、同条第2号二、同条第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第10号口、第44条第1号シ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号、第46条、第47条、第49条第2号ハ、第55条第1号二、同条第2号口、同条8号口、同条9号ハ、第55条の2、第59条の3第3号二 【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二の93・94の項、同条第8号 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第46条、第47条 | 事前 | |
| 令和2年3月31日 | II しいい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年3月1日 時点 | 事前 | |
| 令和2年3月31日 | II しいい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年3月1日 時点 | 事前 | |
| 令和3年4月1日 | 部署 | 地域包括ケア推進課 | 高齢介護課 | 事前 | |
| 令和3年4月1日 | 所属長の役職名 | 地域包括ケア推進課長 | 高齢介護課長 | 事前 | |
| 令和3年4月1日 | 請求先 | 栃木市役所 保健福祉部 地域包括ケア推進課 住所: 栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2251 | 栃木市役所 保健福祉部 高齢介護課 住所: 栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2251 | 事前 | |
| 令和3年4月1日 | 連絡先 | 栃木市役所 保健福祉部 地域包括ケア推進課 住所: 栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2251 | 栃木市役所 保健福祉部 高齢介護課 住所: 栃木市万町9-25 電話: 0282-21-2251 | 事前 | |
| 令和3年9月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 | 番号法第19条第8号 | 事前 | 番号法改正の施行に伴う変更 |
| 令和3年9月1日 | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号 | 番号法第19条第9号 | 事前 | 番号法改正の施行に伴う変更 |
| 令和4年12月2日 | I 関連情報 1. ②事務の概要 | | 申請、届出等は、窓口、郵送およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 | 事前 | |
| 令和4年12月2日 | I 関連情報 1. ③システムの名称 | | サービス検索・電子申請機能 | 事前 | |
| 令和4年12月2日 | I 関連情報 1. ②事務の概要 | 受給者異動連絡票 | 個人番号異動連絡票 | 事前 | 記載内容に修正点が見つかったため |
| 令和4年12月2日 | 2. 特定個人情報ファイル名 | 介護給付実績ファイル | 介護個人番号異動連絡票ファイル | 事前 | 記載内容に修正点が見つかったため |
| 令和5年3月31日 | II しいい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か | 令和2年3月1日 時点 | 令和5年3月1日 時点 | 事前 | |
| 令和5年3月31日 | II しいい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か | 令和2年3月1日 時点 | 令和5年3月1日 時点 | 事前 | |